

八監第47号
平成26年9月18日

請求人 * * * * * * *
外29名
上記代理人 * * * * * * * 様

八戸市監査委員 白川文男

八戸市監査委員 小原隆平

八戸市監査委員 吉田博司

住民監査請求について（通知）

平成26年8月6日付け通知書により提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に基づく住民監査請求（平成26年8月15日受付け）について、下記のとおり通知します。

記

本件請求は、以下の理由により法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していないものと判断し、却下する。

1 請求人について

請求人 * * * * * ほか29名のうち、* * * * *について、住民登録が確認されなかったことから、請求人としての要件を満たしていない。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

（1）請求の要旨

本件住民監査請求における請求の要旨は、以下のとおりであると判断した。

八戸市が設置する八戸市水産科学館の指定管理者として* * * * *（以下「* * * * *」という。）を指定したことに関し、指定管理者の指定にあたって手続き上の違法及び不正な申請があること、並びに、* * * * *によるずさんな施設管理及び不法行為があること等により、指定処分に瑕疵があり、又は、法第244条の2第11項及び八戸市水産科学館の管理に関する包括協定書第46条第1項により、* * * * *による管理を継続す

ることは適当でないと認められるため、指定処分の取消しが相当であるが、市が指定管理者の指定を取り消さず、必要な指示すらしていないことは、違法に財産の管理を怠っているものである。

よって、八戸市水産科学館の指定管理者として＊＊＊＊＊を指定した処分を取り消し、過去1年間に支払われた指定管理料4,239万1,000円の返還請求をするよう、八戸市長に勧告することを求めるものである。

(2) 判断理由

法第242条第1項の規定によれば、住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計上の行為」という。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときに、住民が監査委員に対し、当該財務会計上の行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該財務会計上の行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するため必要な措置を講すべきことを求めることができる制度とされている。

本件請求は、本市による＊＊＊＊＊に対する八戸市水産科学館の指定管理者としての指定処分についてを問題とし、市が指定処分を取り消さないことは、財産の管理を怠っている旨主張しているが、法第242条第1項に規定する財産の管理とは、当該施設としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為がこれに該当すると解されている。（平成2年4月12日最高裁判決を参照）

一方、指定管理者制度は、公の施設の管理を指定管理者に行わせることにより、民間事業者が有するノウハウを活用し、多様化する住民ニーズに効率的に対応し、これにより地方公共団体が自ら管理するよりも、一層向上したサービスを住民が享受できるようにすることを目的とする制度である。そして、指定管理者には公の施設が本来の目的を達成できるようにするため、公の施設の使用許可処分等も含めた管理権限が委任されており、指定管理者の有する管理権限は、当該施設ないし付属設備の維持、修繕、使用関係の規制等、公の施設が本来の目的を達成させるために行われる管理一般に幅広く及ぶものである。

よって、指定管理者の指定自体は、公の施設の設置の目的を達成するために行う行政管理的行為であって、当該公の施設の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には当たらない。（平成18年9月14日大阪地裁判決を参照）

また、指定管理料の返還請求に係る勧告を求める請求については、上記指定管理者の指定の取消しを根拠としているため、その理由がない。

したがって、本件請求は、法第242条第1項の要件には該当せず、住民監査請求の対象とはならないものと判断する。